

令和5年度第1回さいたま市入札監視・苦情検討委員会の会議概要

日 時：令和5年8月18日（金）

午後2時00分から午後3時45分まで

開催方法：さいたま市役所 別館2階第7委員会室

出席者：近藤委員長、上野委員、江口委員、川島委員、寺井委員

事務局：財政局長、契約管理部長、契約管理部参事、契約課長、契約課課長補佐兼工事契約第1係長、契約課課長補佐兼工事契約第2係長、契約課契約管理係長、水道局業務部副理事、業務部参事兼管財課長、管財課副参事、管財課契約係長他3名

【委員長の選出】

委員の互選により、近藤委員が委員長に決定した。

<報告>

【報告第1号 建設工事の発注標準について】

（委員）

発注標準の優秀施工者用とは何か。

（事務局）

工事成績評定点が一定以上の事業者又は優秀表彰対象事業者を優秀施工者として定め、優秀施工者には通常よりも入札参加範囲を拡大するインセンティブを付与している。

【報告第2号 特定共同企業体により実施対象とする工事規模の改正について】

意見・質問なし

【報告第3号 工事請負契約に関する入札及び契約状況について】

意見・質問なし

【報告第4号 入札参加停止状況について】

（委員）

入札参加停止の処分内容によって参加停止期間が異なっているが、どのように処分決定しているのか。

（事務局）

本市の入札参加停止要綱や運用基準等において、内容に応じて入札参加停止期間を定めており、要綱等に沿って適正に運用しているものと考えている。

<議案>

【議案第1号 工事請負契約に係る審議（一般競争入札）】

・議案第1号その1

（委員）

低入札調査はどのようなことを行っているのか。具体的にどのようなものか。

（事務局）

3億円以上の建設工事において、落札価格が失格基準以上で調査基準価格を下回った場合、工事を適正に履行できるか落札業者に対して調査を実施している。工事の輸送コストが低い場合や資材の在庫を有している場合は想定よりも廉価で工事を履行できる場合もある。

（委員）

最低制限価格がないのはどのような理由か。また、12億円以上もある規模の大きい工事だが、2者が失格基準価格と同額で応札しているものは不自然ではないのか。

（事務局）

本案件は設計金額が3億円以上であるため、最低制限価格制度が適用されず、低入札価格調査制度が適用となる。また、失格基準と同額である理由は積算単価と失格基準の計算式を公開しているため、推測が可能であったと想定される。

（委員）

工事名が小学校・公民館リフレッシュ改修工事とあるが、別の場所であれば別の工事になるという認識でいたが今回は小学校しか触れていない理由は何か。

（事務局）

本案件は小学校と公民館が併設されている施設である。公民館は全体の工事であり、小学校は規模が大きく複数回に分けて工事を行っているためである。今回の案件はそのうちの小学校の工事の1つとなる。

・議案第1号その2

（委員）

入札参加資格が市内本店又は市内支店の業者だが、先ほどの議案第1号その1では、市内本店業者のみに限定している。この違いは何か。また、報告第3号の参加拡大とはどのようなものか。

（事務局）

市内業者の育成の観点から、市内本店業者への発注を原則としているが、本案件については特殊な工事であり、入札参加資格を市内本店業者に限定すると応札可能業者が少なくなる懸念があり、競争性が確保されない可能性があるため、入札参加資格を市内支店業者にも拡大したものである。

参加拡大は業者の発掘、育成を目的として試行実施しているものである。具体的には本市に本店を有しており、過去に本市において契約実績がない業者についても実績要件を緩和して入札を行っているものである。

・議案第1号その3

意見・質問なし

・議案第1号その4

(委員)

資料の入札及び契約過程に記載されている変更金額とは何か。

(事務局)

契約締結後、契約金額の増額が必要な理由が生じたことにより変更契約を締結したため、変更金額を記載している。

(委員)

変更契約の金額の妥当性はどうか。また、変更金額の上限は設計金額の範囲内か。

(事務局)

追加の工事等の必要性は工事所管課と業者による協議で決定するが、変更金額の算出には、追加で提出された金額に落札率を乗じて得た額とすることになっている。また、変更金額はあくまでも追加工事の必要性に応じて決定するもので、増額の範囲を算出する際には当初の設計金額を考慮していない。

(委員)

業者側からの申し出のみで、変更契約を行うものなのか。

(事務局)

業者側から協議が来た場合、工事所管課も現地調査などを行い追加工事の必要性を確認している。

(委員)

電子くじとは具体的にどのようなものか。また、なぜ今回のように同額入札が多いのか。

(事務局)

電子くじは業者が電子入札システムで応札をする場合、3桁のくじ番号を入札書に入力し、入札書受信時に乱数（ランダムに発行される整数）が自動決定される。3桁のくじ番号と乱数の和をくじ番号としたうえで、入札書受付票に、くじ入力番号とともに表示される。開札時にくじ対象者を抽出し、入札書受信日時に基づき並び替え、入札順位を決定する。くじ対象者のくじ番号の和とくじ対象者数を割った数字の余りを当選番号とし、入札順位と当選番号が一致した応札者が落札候補者となる。

また、本案件は水道管の布設工事であり、積算単価も公表していることから、業者が積算しやすい工事であったと思われる。

(委員)

同額の入札が多いのは予想をしやすい案件だったということによいか。

(事務局)

単純な工事であり、業者側もしっかり積算しておりこのような結果となったものと推測される。

【議案第2号 工事請負契約に係る審議（指名競争入札）】

(委員)

予定価格では発注標準上、C級業者も参加できるのではないか。

(事務局)

単価契約の場合、発注標準は支払限度額で判断している。お配りした資料には支払限度額が記載されていないので今後、資料は見やすいように検討していく。

(委員)

落札率が58%程度と低い理由は何か。

(事務局)

予定価格が250万円未満のものは最低制限価格が適用されない工事となっている。最低の金額で入札した業者が落札することとなるので、結果として今回のように落札率が低くなることもある。

【議案第3号 工事請負契約に係る審議（総合評価方式）】

(委員)

今回の案件は調査基準価格と同額入札が多いが、他の案件では失格基準と同額入札の場合もある。応札業者はどちらの金額にも寄せることが可能なのか。

(事務局)

いずれの計算式も公開しているため、応札業者の積算の精度が高ければ同額で入札することも可能と思われる。